

富山県
では

令和8年10月1日から

自転車保険が義務化！

富山県自転車活用推進条例

自転車事故による被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図ること等の観点から、全国的に自転車損害賠償保険等^{※1}の加入義務化が進められており、富山県においても、令和8年10月1日より加入が義務化されます



自転車事故等により他人にケガ等を負わせた場合、多額の損害賠償を命じられる場合があります！

9,521万円(平成25年神戸地裁)

加入義務 対象者

- 自転車を利用する者（未成年であれば保護者）
- 事業者（事業活動に自転車を利用する際）
- 自転車貸付事業者（レンタル自転車について）

まずは、このチラシ裏面で、
ご自身の保険加入状況を確認しましょう

富山県公式HPも
チェック⇒



自転車の安全利用について

●ヘルメットの着用

全ての自転車利用者に着用が努力義務とされています。ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、約2.1倍高くなっています

●自転車の点検・整備

故障や整備不全の自転車を運転することは、重大な事故につながる恐れがあります。ブレーキやタイヤなど自転車の点検整備をしましょう

○お問合せ 富山県観光資源活用室 ☎076-444-4116

※まずは、ご自身の保険加入状況を確認しましょう。

自転車損害賠償保険等の加入状況チェックシート

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険等※1))に加入していますか？

※1 自転車損害賠償保険等とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済(自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。)

はい

不明

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

不明

いいえ

共済、各種団体保険(職場で加入する保険、学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか？

はい

不明

いいえ

自転車損害賠償保険等に相当する補償が基本補償または特約※2)としてついていますか？

※2 特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など保険契約等により異なります。

はい

不明

いいえ

自転車損害賠償保険等に加入しています！

保険証券等をご用意のうえ、保険会社や代理店にご確認ください。

自転車損害賠償保険等への加入が必要です！